令和８年１０月１３日（火曜日）受付開始
健康づくり活動助成金交付事業（スポーツ少年団・部活動以外用）

【１】助成金の対象となる団体

スポーツ少年団・各種部活動・社会人による愛好会等、地域スポーツや文化活動などに取り組み、次の（1）～（6）のすべてに該当する団体。

（1）活動拠点又は主たる活動場所が町内にあること。
（2）構成員が5人以上の有称団体であり、かつ、構成員の過半数が徳之島町民であること。
（3）主な活動資金として、他の助成金等の交付を受けていないこと。
（4）政治活動、宗教活動、営利活動等を行っていないこと。
（5）団体及び構成員が徳之島町暴力団排除条例第2条(4)～(7)に該当しないこと。
（6）活動団体の代表者においては町税等の滞納がないこと。

【２】助成金交付の要件

助成金の交付を行うにあたって、次の（1）～（3）のすべてを要件とします。

（1）申請日時点で1年以上の活動実績があり、週 1 回以上かつ月 4 回以上、継続して活動している。ただし、台風等の天候不良、大型連休などの期間を除く。
（2）町広報紙等で活動内容などを紹介できる。
（3）年度内に、徳之島地区消防組合が実施する「普通救命講習（3時間コース）」を1名以上が受講できる、または有効期間内の「普通救命講習修了証」を1名以上が所持している。〈注1〉

〈注1〉 もし（3）に該当する方（受講者）が複数の団体に所属している場合、受講者１名につき１団体の申請に限ります。

【３】助成対象経費

交付決定後の支出が助成対象です。後日、実績報告の際に領収証等の提出が必要となります。購入にあたっては、可能な限り町内の事業者をご利用ください。

〇報償費：外部講師への謝金

○需用費：活動事業に必要な消耗品費、印刷費、修繕費、材料費、食糧費の一部
（熱中症予防のためのアメや飲物等）
○役務費：通信運搬費、広告料
○使用料：会場使用料、機材等の借上料
○備品購入費：団体で管理する、活動に必要な備品

（対象とならない経費）
監督やコーチなど指導者への謝金、遠征等旅費、燃料費、食糧費の一部（食事・弁当・盛皿代、アルコール類等）、レンタカー代

【４】助成金の額

1 団体あたり3万円以内 （団体名義または代表者名義の口座へ振込）

【５】助成金申請の受付について

令和8年10月13日（火曜日）から、役場健康増進課または花徳支所にて受付を開始します。申し込み順で、予定団体数に達し次第、受付を締め切ります。

スポーツ少年団・部活動　10 団体	その他（社会人等）　5 団体

【６】徳之島町暴力団排除条例（一部抜粋）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(4)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77 号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
(5)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
(6)　暴力団員等　暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他鹿児島県公安委員会規則で定める者をいう。
(7)　暴力団関係者　暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者として鹿児島県公安委員会で定める者をいう。

【お問い合わせ：徳之島町役場健康増進課　☎0997-82-1116】